



町内会法人化の手引

岡崎市役所市民安全部
市民協働推進課

(令和6年4月1日)

認可申請準備から認可告示までの流れ

1 申請の準備

- (1) 区域の確定
町、字、番地、道路名等によって区域を表示します。
- (2) 構成員名簿の作成
会員の住所、氏名が記載された名簿を作成します。
- (3) 規約の整備
①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地
⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項
⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

2 設立総会の開催

- (1) 議長・議事録署名人の選出
- (2) 認可後の代表者や役員を選出
- (3) 議決事項
①申請を行うことの承認 ②規約の承認議決 ③構成員数確認
④認可後の事業計画及び予算承認、他
- (4) 議事録の作成
議長及び議事録署名人の署名押印が必要となります。

3 認可申請書の提出

- (1) 提出書類
①認可申請書 ②規約 ③設立総会議事録 ④構成員名簿
⑤前年度事業報告書
⑥申請者が代表者であることを証する書類
⑦裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類
⑧代理人の有無（代理人がある場合はその氏名及び住所）を記載した書類
⑨法人設立届（県・市） ⑩法人税免除申請書（県）
⑪認可地縁団体印鑑登録申請書
- (2) 必要となる物
①団体印（登記に使用するもの）※ ②代表者の登録印（実印）
③印鑑登録証（代表者の印鑑登録カード） ④代表者の認印
※一辺 8 mm 四方に収まるもの、一辺 30mm 四方に収まらないもの、ゴム印などは、登録することができません。

4 認可及び告示

(1) 認可

申請日から概ね2週間で市から代表者へ認可書を送付されます。

(2) 告示

認可後数日で告示されます。

(3) 証明書

告示日以降に団体の証明書(登記簿の写し、一通200円)を取得することができます。

5 移転登記事務

告示日以降に移転登記手続きが可能となります。

6 証明書の発行

証明書名	窓口	手数料	必要となるもの
地縁による 団体証明書	市民協働 推進課	200円	・ 特にありません ※どなたでも請求が可能です。
認可地縁団 体印鑑登録 証明書	市民課 ⑤番窓口 23-6132	200円	《代表者本人の場合》 ・ 登録した認可地縁団体の印章 ・ 代表者の身分証明書 《代理人の場合》 ・ 委任状 ・ 登録した認可地縁団体の印章 ・ 代理人の身分証明書

※各証明は取得（発行）の際に時間を要することがございます。

地縁団体による財産登記

1 地縁による団体（地縁団体）とは

法人認可の対象となる「地縁による団体」（以下「地縁団体」という。）とは「町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており（地方自治法第260条の2第1項）、区域内に住所を有すること（住んでいること。住民票の有無は問わない）のみを構成員の資格としている団体です。町内会のように、区域内に住所を有する人なら誰でも構成員になることができ、また実際に様々な自治活動を行っている団体が「地縁団体」であると考えられています。

しかし、老人会や女性団体、スポーツ団体などのように、年齢や性別が加入条件となっている団体や活動の目的が限定されている団体、ある特定の目的を持つ人たちだけが集まった団体などは、「地縁団体」には該当しません。

2 「地縁による団体（地縁団体）」の法人認可制度

地縁団体（町内会）は、PTAや青年団などと同じく、法的には「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産の登記ができませんでした。そのため資産を保有する地縁団体（町内会）は総代などの個人の名義で不動産の登記を行っており、そうした個人名義での登記は、名義人の転居や死亡などによって名義変更や相続といった問題が発生する原因となっていました。このような問題に対処するため、地方自治法の一部を改正する法律において、地縁団体（町内会）が一定の手続きの元で法人格を取得できる規定（市町村長による認可）が盛り込まれ、団体名義での不動産登記が可能となりました（平成3年4月2日公布施行）。

3 法人認可の要件

法人認可の目的に、地縁団体（町内会）が法人格を得ることにより、不動産等を地縁団体（町内会）名義で登記等を可能にすることが挙げられます。

これまでは、認可を受けようとする地縁団体（町内会）が、現に不動産等を保有しているか、又は保有する予定が確実であることが認可の

要件でしたが、法改正により、資産を保有していなくても地縁団体(町内会)として、認可を受けて法人格を得ることが可能になりました。

これにより、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

- (1) 現に地域的な公共活動を継続して行っている実績があること
 - ① 地縁団体(町内会)の一部の人のみを対象にして、結成された団体は認可の対象にはなりません。
 - ② 「継続して」とは、1年以上の活動実績があり、その活動報告が地縁団体(町内会)の総会において承認されていることを指します。
- (2) 区域が定まっていること
 - ① 「当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない」とされ(地方自治法第260条の2第4項)、「相当の期間」とは上記(1)の「継続して」に準じます。
 - ② 町・字、地番など文章で表示します。
- (3) 区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができ、その相当数が現に構成員であること

地縁団体(町内会)は世帯をもって構成員とすることが多いものと思われませんが、法人格を得る場合は、個人をもって構成員とします。認可申請時には、区域内に住所を有する人口のうち相当数が既に会員となっていることが必要です。

地縁団体(町内会)は世帯主個人だけが所属するものではありません。家族の皆さんが活動の担い手でありサービスを楽しむことを考慮すると、法人認可申請を行うために未成年者や高齢者を構成員から故意に除くことは、町内会活動の趣旨に反すると考えられます。

- (4) 規約が定められていること

地方自治法その他関係法令に適合していることが必要です。

4 法人認可申請に必要な書類（8ページ以降参照）

法人認可申請には、次の書類が必要となります。

(1) 認可申請書（書類①）

申請書の様式は定められています（地方自治法施行規則第18条第2項）。申請者（町総代）の自署または、記名押印が必要です。

(2) 規約（書類②⇒作成例ですので参考にしてください）

次の内容を盛り込む必要があります。

- ・活動の目的（具体的に）
- ・団体の正式名称（特に制限はない）
- ・区域（字や地番などで客観的にわかること）
- ・主たる事務所の所在地（一箇所）
- ・構成員の資格に関する事項
- ・代表者に関する事項
- ・会議に関する事項
- ・資産に関する事項（保有していない場合は不要）

規約がない場合、又は既に規約があってもこれらの項目が盛り込まれていない場合は、まず規約を整備し、総会で議決を得てから、その規約に沿って申請の準備を行います。

(3) 認可申請を行うことを総会で議決したことを証明する書類（書類③）

認可申請を行うことを議決した総会の議事録です。議長及び2名以上の議事録署名人の署名押印が必要です。

法人認可の前であるため、出席者数は世帯数で構いません。

(4) 構成員の名簿

法人格を持つ地縁団体（町内会）の構成員となるには、入会の意思を表明することが必要です（規約上では「入会申込書を会長に提出しなければならない」という文章になっていますが、必ずしも紙の書類の提出が必要であるとは考えず、意思表示を確認できればよいと考えられます）。あらためて「入会届」の様式を作成し、提出を会員に依頼するか又は、「現在の加入世帯の家族が入会する」という了解を得ることでよいでしょう。未成年者の入会の意思については親権者が判断できます（民法第5条第1項）。入会した構成員が区域内に住所を有することを表すため、氏名及び住所が記載された名簿を作成します。

認可申請の確認としては、会員の氏名と住所のみが確認できれば

よいので、総会において会員の下承を得た場合を除いて、個人情報保護の観点から、他の項目が記載されている町籍簿等の写しをそのまま代用することは好ましくないと考えられます。

- (5) 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
総会で報告承認された前年度の事業報告書などの写しです。
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類（書類④）
申請者が総会においてその団体の代表者として選任されたこと及び申請者がその任を承諾したことを明記した「承諾書」で、申請者の署名押印が必要です。

5 法人認可を受けた後の町内会（認可地縁団体）の権利能力

- (1) 規約に定めた目的の範囲内で権利能力（権利や義務の主体となること）を有します。
- (2) 認可後に市が行う告示（世間一般に知らせること）により、地縁団体（町内会）は第三者対抗能力を有することとなり、地縁団体（町内会）名義で不動産の登記を行うことができます（地方自治法第260条の2第13項）。なお、登記申請を行う場合は、市の証明書が必要となります（1通200円）。
- (3) 規約を変更する場合は市の認可が必要です。
告示内容に変更が生じた場合は、新たに告示の必要があります。
主な告示内容は以下の9項目です（地方自治法施行規則第19条第1項）。届け出により市が変更告示を行い、その告示日をもって権利能力の有効開始となります。
 - ① 目的
 - ② 名称
 - ③ 主たる事務所の所在地（区画整理等による住居表示変更も含む）
 - ④ 区域（区画整理等による住居表示変更も含む）
 - ⑤ 代表者の氏名及び住所（区画整理等による住居表示変更も含む）
 - ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - ⑨ 認可年月日
- (4) 課税関係については、不動産の取得状況、使用の目的及び収益事業の有無等により取り扱いが異なります。詳細は、各担当窓口または専門家へ御相談ください（巻末参照）。
 - (5) 破産・解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠ったときなどに、非訟事件手続法に基づき過料に処せられる場合があります（地方自治法第260条の40）。
 - (6) 法人格を取得したことにより、法的な権利能力や取り扱いは変わりますが、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての性格は全く変わるものではありません。公法人でないことはもちろん、市との関係なども変わりません（地方自治法第260条の2第6項）。
 - (7) 認可要件のいずれかを欠くこととなった場合や不正な手段により認可を受けたことが明らかとなった場合は、認可が取り消されることがあります（地方自治法第260条の2第14項）。
 - (8) 認可を受けた地縁団体（町内会）は、特定の政党のために利用することはできません（地方自治法第260条の2第9項）。

詳しくは 市民協働推進課
TEL 23-6047・6023
へお問い合わせください

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 岡崎市○○町○丁目○○番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○ → 自署または記名押印

住 所 岡崎市○○町○丁目○○番地

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇自治会（町内会）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、〇〇市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、□□県〇〇市△町×番〇号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体等は、賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を総代に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から退会届が総代に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

（役員の種類別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 総代 1人

- (2) 副総代 ○人
- (3) 会計 1人
- (4) その他の役員（組長・書記など） ○人
- (5) 監事 ○人

（役員を選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と総代、副総代及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第11条 総代は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副総代は、総代を補佐し、総代に事故があるとき又は総代が欠けたときは、総代があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 総代、副総代及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員任期）

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 総代が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、総代が招集する。

- 2 総代は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(書面又は、電磁的方法による決議)

第23条 会員全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことができる。

- 2 総会で議決する事項について、会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、総代が必要と認めるとき招集する。

- 2 総代は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、総代がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第24条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、総代が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、総代が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総代は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、総代が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、岡崎市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条規定にかかわらず、設立認可の日から△年△月△日までとする。

〇〇町内会（臨時）総会議事録

→正式名称 →種別

印

印

印

総会日時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午後〇時
場 所 〇〇町内会公民館
会員総数 〇〇〇名 →現会員数（世帯数）
出席会員数 〇〇〇名（うち委任状による出席者数〇〇〇名）
規約に定める総会の定足数を満たしているため本総会は成立した

議長選出 総代〇〇〇〇氏の発声により議長選出の方法について会員に意見を求めたところ、「総代一任」の声が会員より上がったため、総代が〇〇〇〇氏を推薦し、会員の拍手多数により承認された。議長は議長席に登壇し、同時に開会を宣言した。

議事録署名人選出

本総会の議事録に署名押印する議事録署名人について、議長が〇〇氏及び〇〇氏を推薦し、会員の拍手多数により承認された。

開催目的及び審議・議決事項

議長により、本総会が〇〇町内会の法人化に係る認可申請を行うための説明及び議決を求めるものであることが確認された。

議 事

第1号議案 地縁による団体の認可申請について

地方自治法第260条の2第1項の規定により、町内会名義での不動産登記が可能となったことを総代が説明。当町内会が岡崎市長に対して地縁による団体の認可を申請したい旨を説明し、承認を求めたところ出席会員全員異議無く承認された。

第2号議案 規約の決定について

地縁による団体の認可申請を行うにあたり規約を整備する必要があるため、別紙規約（案）について総代が説明し、決定について決議を求めたところ、出席会員全員の挙手により可決された。

第3号議案 地縁による団体の構成員の確定について

地縁による団体の認可申請を行うにあたり、構成員を〇〇〇名とし、別表名簿のとおりとする旨を総代が説明し承認を求めたところ、出席会員全員異議無く承認された。

第4号議案 役員承認について

地縁による団体の認可後において、以下の〇〇年度の役員が引き続き地縁団体の役員を引き継ぐことについて総代が説明し承認を求めたところ、出席会員全員異議無く承認された。

〇〇年度 総代 〇〇〇〇

副総代 〇〇〇〇 〇〇〇〇

:

第5号議案 地縁による団体の保有する財産の確定について

地縁による団体の認可申請に際し、町内会名義で保有することとなる財産について別紙（案）を総代が説明し承認を求めたところ、出席会員全員異議無く承認された。

全ての議事が終了したため議長は閉会を宣言し降壇した(午後〇時〇〇分)。

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に署名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議長 〇 〇 〇 〇 印

議事録署名人 〇 〇 〇 〇 印

議事録署名人 〇 〇 〇 〇 印

- ※ 議事録が複数頁となる場合は、議長及び議事録署名人の契印(割り印)が必要です。
- ※ 議事録の余白(どこでもよい)に議長及び議事録署名人の捨印をお願いします。
- ※ 上記例は定められたものではないため、各町内会の実情により作成してください。

承諾書

私は、〇〇年〇〇月〇〇日に行われました
総会で、〇〇〇町内会の代表者に選任されま
したが、これを受諾します。

規約上の正式な団体名称を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

←総会の日付

〇〇〇町内会代表者 (住所) 岡崎市〇〇町〇丁目〇番地

規約上の正式な団体名称を記入

(氏名) (自筆サイン) 印 → 認印

※承諾書の様式は特に定められていませんので、本記載例を参考に作成していただければ結構です。

代表者の職務執行停止の有無
並びに職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称 〇〇町内会

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇 印 → 認印可

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(有 ・ 無) → 有の場合は御相談ください。

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(有 ・ 無) → 有の場合は御相談ください。

有の場合 職務代行者氏名 _____

住 所 _____

※該当のない場合は無に○をつけてください。

代理人の有無

地縁による団体の名称 〇〇町内会

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇 印 → 認印可

1 代理人の有無

(有 ・ 無) → 有の場合は御相談ください。

有の場合 職務代行者氏名 _____

住 所 _____

※該当のない場合は無に○をつけてください。

※この場合の「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人のことを指します。

【地方自治法】

第260条の8

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 本 人 住所 岡崎市〇〇町字〇〇△△番地△

代理人 氏名 〇 〇 〇 〇

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 登録する 地縁団体の印 鑑を押印 </div>	認可地縁団体の 名 称	〇〇〇〇 ←規約上の正式な団体名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所 在 地	岡崎市〇〇町〇丁目〇番地		
	(資 格) 氏 名	(代表者) 〇〇 〇〇	生 年 月 日	明治 大正 昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 平成 西暦
代表者等の個人の印鑑 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 印鑑登録さ れている代 表者の印鑑 を押印 </div>	住 所	岡崎市〇〇町字〇〇△△番地△		

(注意事項)

- 1 この申請は認可地縁団体の代表者等が自ら手続きしてください。代理人（地方自治法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号トに規定する代理人に限る。）による申請は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印を併せて提出してください。
- 3 代表者等の個人の印鑑は、印鑑登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格の括弧内には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

処 理 欄	認可年月日		認可地縁団体 登 録 台 帳 記載事項確認	代表者等の 個人印鑑登録 の印影照合	認可主管課 への通知	認可地縁団体 印 鑑 登 録 原 票 作 成
	登 録 番 号					
	登 録 年 月 日					

【参考】認可された団体が保管する文書の期間について

認可地縁団体として備え付ける帳簿及び書類の保管年数については下記のとおりが望ましいと考えられます。

『規約』は定めていることが必須ですので、団体が存続する以上常に保管することが望ましいです。(地方自治法第260条の2第2項第4号)

『構成員名簿』は、構成員の変更がある場合ごとに必要な変更を加え保管することが定められていますので(地方自治法第260条の4第2項)、これも団体が存続する以上常に保管することになります。

『認可及び登記等に関する書類』は、団体が法人格を取得したことを証明する書類や財産に関する重要な書類であるため、常に保管することが望ましいです。

『総会及び役員会の議事録や収支に関する帳簿』は、法律上の定めはありませんが、何年にも渡り継続して行う事業や予算、また当時の事業決定の経緯を知る上で重要な書類となります。各団体の事情にあわせた保管をおすすめします。

『財産目録等資産の状況を示す書類』は、地方自治法第260条の4第1項により、毎事業年度終了のときに財産目録を作成し、常に備え付けることが決められていますので、規約や構成員名簿と同じように常に保管することになります。

【参考】認可地縁団体に係る主な税目について

町内会の法人化や不動産の取得に係る主な税目は次のとおりです。不動産の取得状況により異なる場合がありますので、詳細は、各担当窓口または専門家へ御相談ください。(収益事業の判断は、税務署または専門家へ御相談ください。)

税目		認可地縁団体の認可を受けた法人		担当窓口
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	課税 (課税免除制度あり)	課税	岡崎市役所市民税課 電話：23-6078
	固定資産税	課税 (課税免除制度あり)	課税	岡崎市役所資産税課 電話：23-6094
県税	法人県民税	課税 (減免制度あり)	課税	愛知県西三河県税事務所 課税第一課 電話：27-2713
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 (減免制度あり)	課税	愛知県西三河県税事務所 課税第二課 電話：27-2715
国税	法人税	—	課税	岡崎税務署(代表) 電話：58-6511
	登録免許税	課税(金額は登記原因により異なる)		

※不動産登記に係る費用等詳細については、法務局または専門家へ御相談ください。